

Lesson 22. 健康政策への応用

§ B. 診療ガイドライン

診療ガイドラインの定義

(National Guideline Clearinghouse, US)

特定の臨床環境において適切な医療についての医師ならびに患者の決定を援助するため体系的に開発された提示である。

診療ガイドラインの定義

(National Institute for Clinical Excellence, UK)

医療専門職によりなされる個人のケアについての推奨案である。それらは利用可能な最良の根拠に基づいている。ガイドラインは医療専門職の実地診療を支援するが、彼らの知識や技術に取って代わるものではない

診療ガイドラインの目的

医療技術評価やEBMの結果に基づいて、診療に用いる医療技術の選択に関して医療関係者が行う意思決定を支援する情報を提供する。

診療ガイドラインの種類

- 疾患別ガイドライン
- 診断ガイドライン
- 治療ガイドライン
- 疾病予防ガイドライン など

- 診療ガイドライン
Clinical Practice Guideline は総称

診療ガイドライン 対象疾患の選択基準 (日本)

- 患者の多さ
- 疾患の重篤度
- 社会的な関心の強さ

治療ガイドライン対象疾患
優先順位設定基準(日本)

- 健康改善(治療ガイドラインの有効性)
- 患者数(健康改善を受ける人数)
- 費用対効果(治療ガイドラインによる費用対効果の改善)
- 標準化(治療のばらつきの減少)

治療ガイドライン対象疾患
優先順位(日本)

- | | |
|------------------------|----------------------|
| 1. 本態性高血圧 | 6. 慢性関節リウマチ |
| 2. 糖尿病 | 7. 脳梗塞 |
| 3. 喘息 | 8. 腰痛症 |
| 4. 急性心筋梗塞およびその他の虚血性心疾患 | 9. 胃潰瘍 |
| 5. 白内障 | 10. くも膜下出血およびその他の脳出血 |

診療ガイドラインの
利害関係者 Stakeholder

- | | |
|-----------------|-------------|
| • 医師、看護師など医療専門職 | • 医師会など職域団体 |
| • 患者 | • 地方自治体 |
| • 医療施設管理者 | • 保険者(支払い者) |
| • 製薬業者や医療機器業者 | • 政府 |
| • 関連学会 | • 納税者 |
| | • その他 |

よい診療ガイドラインの要件-1

- 妥当性
 - 勧告と結果とが結びついた強い科学的根拠により支持されている
- 信頼性
 - 同じ根拠に基づいて、異なる専門職が同じ結論に至る手技や意思決定のルールが用意されている
- 適用性
 - 潜在的利用者が実施を考慮する集団で役立つ

よい診療ガイドラインの要件-2

- 柔軟性
 - 実践者が判断したり患者が照会する余地がある
- 明瞭性
 - あいまいでない言語や従いやすい論理で表現されている
- 学際的
 - 関連する学問領域や利害関係者からの意見が入れている

よい診療ガイドラインの要件-3

- 更新性
 - 最も最近の根拠が反映されている
- 細部描写
 - 推論や過程、理由付け、根拠、決定ルールについて明瞭な言い方によって公表されている

IMO

諸外国のガイドライン

- アメリカ
National Guideline Clearinghouse
<http://www.guideline.gov>
- イギリス
National Institute for Clinical Excellence
<http://www.nice.org.uk>
